

都市鉄道等利便増進法案(閣法第四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、大都市圏における都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市鉄道利便増進事業とは、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び営業により目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図る速達性向上事業、及び既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備及び営業により駅施設の利用の円滑化を図る駅施設利用円滑化事業であつて、いずれも、当該営業を行う者が当該施設の使用料を当該整備を行う者に支払うものをいう。

二、国土交通大臣は、都市鉄道等の利用者の利便の増進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定め、公表するものとする。

三、都市鉄道施設の整備主体及び営業主体が協議により作成した速達性向上計画、又は都道府県が組織した駅施設の整備主体及び営業主体等を構成員とする協議会が作成した交通結節機能高度化計画について、国土交通大臣が基本方針に基づき認定する制度を創設する。

四、速達性向上計画又は交通結節機能高度化計画の作成に当たって、都市鉄道施設又は駅施設の整備主体及び営業主体の協議が不調の場合、申請に基づき、国土交通大臣は裁定を行うことができるものとする。

また、国土交通大臣は、当該計画の認定を受けた者が当該事業を実施していないと認めるときは、命令等を発することができるものとする。

五、事業実施の促進のため、三の認定を、鉄道事業の許可とみなす等の特例、手続の簡素化、当該計画に係る都市計画の実施を担保するための特例等の措置を設ける。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。